

【20年度保険料】

基礎賦課額(医療分)

均等割額
28,800円×世帯の
加入者数

+

所得割額
世帯加入者全員の
20年度の住民税額
× (90/100)

(限度賦課額47万円)

後期高齢者支援金等
賦課額 (支援金分)

均等割額
8,100円×世帯の
加入者数

+

所得割額
世帯加入者全員の
20年度の住民税額
× (27/100)

(限度賦課額12万円)

介護納付金賦課額
(介護分)

均等割額
11,100円×世帯の
加入者のうち40歳
～64歳の方の人数

+

所得割額
世帯の加入者のうち
40歳～64歳の方の
20年度の住民税額
× (26/100)

(限度賦課額9万円)

年間保険料

=

国民健康保険からの
お知らせ

【問合せ】医療保険年金課国保資格係 (本庁舎4階)
☎(5273) 4146へ。

■国民健康保険料が
改定されました

医療制度改正に伴い、20年度保険料から「後期高齢者支援金等分」が新たに加わります(左図)。支援金分は、後期高齢者医療制度を支える財源として、国民健康保険だけでなく社会保険などのほかの医療保険制度加入者も負担します。

■保険料の納付

20年度の納入通知書は6月に送ります。1年間の保険料は6月～21年3月の10回に分けて納めてください。納付書は、6月と11月に5か月分ずつ送ります。
※20年1月2日以降に新宿区に転入した方には、6月にお送りする納入通知書では均等割額のみは、届け出が必要ですが(自動的に切り替わりません)。国民健康保険の資格は、加入しなければならぬ日から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。
会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

①年額18万円以上の年金を受給している、②介護保険料が特別徴収されており、介護保険料と国民健康保険料を合算した金額が、年金の額の2分の1を超えない
■資格の取得・喪失の届出は14日以内に
●やむを得ず遅れた場合でも必ず届け出を
医療保険制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければなりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要ですが(自動的に切り替わりません)。

国民健康保険の資格は、加入しなければならぬ日から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。

国民健康保険の資格は、加入しなければならぬ日から発生します。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。
会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

■届け出は医療保険年金課・特別出張所へ
①職場の健康保険等をやめて国民健康保険に加入する方
資格喪失証明書または退職日の確認できるものと、厚生年金・共済年金の受給資格がある方は、年金証書をお持ちください。
※代理人が加入の届け出を行う場合は、委任状と代理人の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・写真付きの住民基本台帳カード等)をお持ちください。
②新たに職場の健康保険に加入し、国民健康保険をやめる方
国民健康保険証・職場の新保険証をお持ちください。

国保温泉センター割引利用券の配布

次の施設の割引利用券を医療保険年金課・特別出張所で配布しています。
①檜原温泉センター数馬の湯
【所在地】東京都西多摩郡檜原村2430
②奥多摩温泉もえぎの湯
【所在地】東京都西多摩郡奥多摩町氷川119-1
③秋川溪谷瀬音の湯
【所在地】東京都あきる野市乙津565
……(以下共通)……
【利用料金】①②は大人400円・小学生200円(ほかに入湯税が掛かります)、③は大人600円・小学生200円
【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273) 3880へ。

保養施設を開設しています

区の国民健康保険に加入している方の健康増進や保養などに利用していただくため、年間を通して利用できる「保養施設」と夏季に利用できる「夏季保養施設」を開設しています。
■保養施設：近県の温泉地などの旅館を、一般より低料金で利用できます。詳しくは、医療保険年金課・特別出張所へ。
■夏季保養施設(7月下旬～8月下旬)：低料金で利用できる施設を開設します。詳しくは、後日「広報しんじゅく」などでお知らせします。
【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273) 3880へ。

保険料は必ず納めましょう

国民健康保険の保険料は、医療費の給付費用に使われる大切な財源です。医療費などは、医療機関の窓口での一部負担分を除き、その半分は公費で、残りの半分は皆さんの保険料でまかなわれています。国保加入者の皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けられると同時に、保険料を納める義務もあります。
保険料を納めない方がいると、国保の運営が困難になり、医療費をまかなえなくなります。保険料は必ず納めましょう。
19年度分までの保険料を完納されていない方は、至急納めてください。
◎保険料を納めないでいると
未納期間に応じて、次のような措置をとります。納付が困難なときは、早めにご相談ください。
①督促や催告をしても納めない場合は、通常の保険証の代わりに有効期限の短い保険証(短期証)を交付します。

高額医療・高額介護合算制度の新設

国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の被保険者の皆さんへ

20年度から、医療保険(国民健康保険または後期高齢者医療制度)と介護保険の両方の給付を1年の間に受け、自己負担額が高額になる場合に、1年間の限度額(20年度のみ1年4か月間)を超過した部分を償還払い(後日返還)する「高額医療・高額介護合算制度」が始まります。
対象は医療保険・介護保険ともに医療費・介護サービス費の自己負担額がある世帯です。各制度の限度額に到達しているか否かは問

女神湖高原学園
(ヴィレッジ女神湖)
夏休み利用抽選

【受付窓口】日通旅行ビジネスサービス(株)新宿区役所内営業所(第1分庁舎地下2階) ☎(5273) 3881
【受付時間】月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日等を除く)
【利用期間】▼区民棟：7月15日(火)～8月31日(日)、▼学校棟：7月15日(火)～18日(金)、8月16日(土)、23日(木)～31日(日)
【対象】区内在住・在勤の方
【利用日数】3泊4日以内(1日5室以内)
【申込受付】4月15日(火)～25日(金)(必着)
【申込方法】受付窓口・特別出張所で配布している専用往復はがきで申し込んでください。利用抽選申込書と返信あて先を記入し、往信・返信とも必ず切手をはってください。1グループ1枚のみ。重複申し込みと受付期間以外の申し込みは無効。
【抽選結果】当落にかかわらずお知らせします。5月7日(木)までに通知がない場合は、受付窓口にお問い合わせください。
【当選した方】利用申請書抽選結果通知書の下欄に記入の上、5月14日(水)までに受付窓口へ。期限までに提出がない場合は、当選結果(予約)は取り消しとなります。
※抽選後の空き室は、通常どおり、利用日の2か月前の同じ日から、受付窓口で予約を受け付けます。
【問合せ】教育政策課地域家庭教育係(本庁舎4階) ☎(5273) 3147へ。